

相談支援専門員及びサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)になるために必要な研修受講について

相談支援専門員及びサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)になるには、実務経験年数等の他、規定の研修を受講(修了)する必要があります。

受講(修了)しなければならない研修は、それぞれ違いますので、下記を参考に受講してください。下記の日程については、変更となる場合がありますので御了承願います。

相談支援専門員

※国家資格等の有無や業務内容に応じ、通算3年～10年以上の相談又は直接支援の実務

相談支援従事者養成研修(講義) (2日間)【6月】

相談支援従事者養成(初任者)研修(演習・実地研修) (8日間)【7、8、9月】

※過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験

相談支援従事者現任研修(講義・演習) (4日間)【10、11月】

※初任者研修終了年度の翌年度から5年毎に現任研修の受講が必要です。

①相談支援専門員を続ける場合

※過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験又は現に相談支援業務に従事している

①現任研修

※5年毎に現任研修にて資格更新

②地域の人材育成への参画をしている場合

※現任研修修了後、相談支援事業所又は基幹相談支援センター等において3年以上相談支援専門員として従事している

②主任相談支援専門員研修(講義・演習) (5日間)

※5年毎に主任研修にて更新

サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)

※国家資格等の有無や業務内容に応じ、通算3年～8年以上の相談又は直接支援の実務(基礎研修後に2年間のOJTが必要なことから、2年早い時期で受講可能)

サービス管理責任者等基礎研修(講義・演習) (3日間)【9、10月】

※基礎研修修了後に6ヶ月～2年以上のOJT期間が必要となります。

サービス管理責任者等実践研修(講義・演習) (2日間)【10、11月】

※サービス管理責任者等(1)として従事している又は過去5年間に於いてサービス管理責任者等の業務に通算して2年以上従事していた

(1)サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)、管理者、相談支援専門員

サービス管理責任者等更新研修(講義・演習) (2日間)【8、9月】

※サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は実践研修修了年度の翌年度から5年毎に更新研修の受講が必要です。